

2012年7月17日

大阪市長 橋下 徹 様
大阪市議会議長 辻 淳子 様

「関西*母と科学者の会」

【住所】

【氏名】

080-8837-5425

(賛同人)

井戸謙一(元金沢地裁裁判長・弁護士)

肥田舜太郎(被爆医師)

矢ヶ崎克馬(琉球大学名誉教授)

畑明郎(前環境学会会長)

熊本一規(明治学院大学教授)

河野益近(京都大学大学院原子核工学科教務職員)

青木泰(環境ジャーナリスト)

柳元和(医師・帝塚山大学教授)

橋本百合香(小児科医)

島菌進(東京大学大学院人文社会系研究科教授)

小野俊一(医師・元東電社員)

余語毅男(小児科医・元上智大学教授)

山本節子(環境ジャーナリスト)

佐藤禮子(3.11震災がれき処理政府交渉ネット東日本代表)

藤原寿和(廃棄物処分場問題全国ネットワーク)

宮田秀明(公衆衛生学者)

下地真樹(阪南大学経済学部准教授)

高島与一(神戸芸術工科大学教員・脚本家)

災害廃棄物の広域処理と原発再稼働問題に関する要望および質問書

私たち「関西*母と科学者の会」は、親として子供を守りたいと強く願う母親を中心とする市民と、各分野で専門的に活躍されている科学者や有識者が、世代を超えて命と環境を守り続けたいとの共通の思いで繋がり発足したものです。

3.11以降、残念ながら日本では、原子力を優先するあまり命を軽視しているとしか思えないような信じがたい状況が続いています。このまま環境を汚染し続け、全ての命を脅かす行為を容認し続けることはできません。よって、下記のとおり、強く要望いたします。

【要望事項】

1. 様々な矛盾を孕む災害廃棄物の広域処理について、偽りの安全議論を止め、根本から真摯に検討し直すよう国に要請してください。

- (1) 全国どこにおいても、少なくとも一般焼却炉において現在行われているような方法で、災害廃棄物を焼却するのは危険です。一般焼却炉で放射性物質やその他の有害物質の付着したものを燃やすことについて、国に再検討するよう要請してください。
 - (2) こうしているうちにも、東日本の子どもたちは二次被ばくの危険に晒されています。すぐさま偽りの安全議論をやめ、国や世界の総力を結集して、東日本の災害廃棄物の処理について、より安全な方法を根本から真摯に検討し直すよう国に働きかけてください。
 - (3) 震災後、東日本では日常の家庭から排出されるごみの焼却でさえ非常に危険な状態であることが、焼却灰の放射性物質濃度などから明らかとなっております。災害廃棄物の広域処理に使われる輸送費等を、東日本における安全なごみ処理方法の開発・実施のための資金とするよう、国に働きかけてください。
 - (4) どこで測っても不検出となるような測定方法でごまかしたり、従来の安全議論を骨抜きにした特措法を使って住民に安全性を強調することは止めてください。大量の放射性物質を一般焼却炉で燃やすという人類始まって以来の行為に対し、少量の焼却を前提として議論されていた放射線障害防止法の式やパラメーターを流用して安全であると見せかけるのを止めるよう国に働きかけてください。
 - (5) 市長をはじめ議員のみならず、放射性物質のクリアランスレベルに関する各種委員会の議事録や公的文書を震災前に遡って精読してください。環境省の定めた広域処理のガイドラインをもう一度精読し、このやり方で本当に安全な廃棄物だけを受け入れることができるのかよくご自分の目で確かめてください。データを確認することで、100Bq/kgが震災前から生活環境内のあちらこちらにふつうに存在したという認識を改めてください。攪拌・希釈によって濃度規制を満たすことが禁止されていたこと、またなぜ禁止されていたかを理解してください。
2. 大阪市此花区で災害廃棄物を燃やしたり、北港に焼却灰を埋め立てたりするのは止めてください。
 3. 環境省の作った評価書に対し、引用文献さえ取り寄せることなく、実質的議論もせずに終わらせた大阪府の検討会議を白紙に戻し、市民側の推薦する科学者も含めて行う公平で実質的な検討会議を改めて開催してください。
 4. 原発の再稼働を断念するよう国に働きかけてください。福島原発事故の教訓を十分に活かすだけの素地が整わないなかで、地殻変動期に入った日本において、拙速に原発再稼働を推し進めることは、人類、地球にとって取り返しのつかない結果を招くおそれがあります。原発事故の及ぼす影響力は、生命、国土、経済のどの観点から見ても、その他のあらゆる事故の危険性とは影響の及ぶ規模や期間において桁違いのものであることを認識してください。原発を再稼働しないよう、命の視点に立った政策を行うよう国に働きかけてください。

5. 国の推薦する科学者のみが正しい見解を述べているとの認識を改め、今回の事故について心配している世界中の科学者の警告に耳を傾けてください。世界中の科学者がその危険性を指摘するなかで、地方自治体が独自の判断で災害廃棄物の受け入れや原発再稼働を容認するのは、非常に拙速で危険な行為であることを認識してください。
6. 橋下市長！新型インフルエンザへの対応のとき「あとで大げさだったと笑われても、ぼくはかまわない。住民の命の方が大切だ！」と言われた頃の気持ちを取り戻してください。

【質問事項】

上記要望事項、および、添付した科学者の意見、市民から出された質問に対する科学者の回答は、いずれも安全性に関する現在の国の議論が論理的・実証的に不十分であることを指摘するものです。これらの意見・見解をご覧になって橋下市長はどのようにお考えになりますか？

- ①学者の様々な見解のひとつに過ぎないので大阪市として検討するに値しないとお考えになるのか、
あるいは、
- ②危険性を指摘する学者が少なからず存在するなかでそれらの意見を酌量せずに市長、議会として決定を下すことを善しとせず、少なくとも大阪市民や府民、近隣の住民に対して、環境省とは異なる見解があることを公表し、公平な議論の場を設けることを検討されるのか

市民の命を守り、他府県と環境を共有する市長の立場からご回答ください。

(添付意見書等)

1. 「大阪府・市の震災がれき受け入れ処分の問題点」
畑 明郎 (日本環境学会前会長、元大阪市立大学大学院教授)
2. 「市民からの質問に対する回答書」
熊本 一規 (明治学院大学国際学部教授、ごみ・埋立問題を長年研究)
- 「大阪市長への要望」
島菌 進 (東京大学教授・日本学術会議会員)
3. 福島県の方々から今回の要望書提出に際して頂いたご意見
4. 賛同団体一覧

以 上

【意見書】

大阪府・市の震災がれき受け入れ処分の問題点

2012年6月20日

日本環境学会前会長、元大阪市立大学大学院教授
畑 明郎

大阪府・市は、岩手県内の震災がれきを受け入れ、舞洲工場で焼却し、夢洲の北港処分場の陸域にゼオライトを敷いて、焼却灰を埋め立て処分する計画を進めようとしているが、その問題点を指摘する。

1. 岩手県の広域処理希望量は、当初 57 万トンとされていたが、5 月の見直しで 30 万トン(木くず 18 万トン、可燃物 12 万トン)と半減しており、現地処理が進み、広域処理の必要性は少なくなり、大阪府・市も受け入れ量を 18 万トンから 3 万 6 千トンに減らした。
2. 放射性セシウム濃度が 100 ベクレル/キログラム以下としても、3.6 万トン受け入れれば、36 億ベクレルもの膨大な放射性セシウムを舞洲や夢洲に持ち込むことになる。
3. 舞洲のごみ焼却炉のバグフィルターで全量の放射性セシウムが捕集できるとしているが、セシウムの沸点は 760°C なので、通常 850°C 以上の高温で焼却するので、がれき中のセシウムは揮発しガス状となる。ダイオキシン対策として水噴霧により 200°C 以下にしてバグフィルターに入れるが、一部はガス状のまま煙突から放散され、析出したセシウムも超微粒子なので、バグフィルターで 100% は捕集できず、放散される。
4. 工場・事業場・建物などの津波被害によりがれき内には、重金属、有害化学物質、アスベストなどが含まれているが、そのチェックと対策は全くされていない。
5. セシウムは、カリウムやナトリウムと同じアルカリ金属なので、水に溶けやすく、国の個別評価でも焼却灰中のセシウム全量が雨水や海水に溶けると想定している。
6. 国の個別評価では、残余水面による希釈効果により、排水基準を満たすとしているが、排水基準の科学的根拠はうすく、残余水面も一般焼却灰の埋め立てで狭くなっていくので、長期的な希釈効果は望めない。
7. 処分場の周囲は遮水鋼矢板で遮水されているとするが、地下工事の鋼矢板を見てもわかるように、完全な遮水はできないし、処分場底部の沖積粘土層に砂礫が含まれれば、底部からの漏水も避けられず、放射性セシウムの外洋への漏出が起こる。
8. ゼオライト層により放射性セシウムの吸着を図るとされるが、ゼオライトの吸着能力は、共存物質の存在に左右され、重金属類や塩分があると吸着能力が低下するし、環境条件の変化によりセシウムの脱着(溶出)が起こる可能性があり、半永久ではない。
9. 国の個別評価では、陸域埋め立てすると、埋め立て層が沈下し、焼却灰底面と保有水位と接するとしており、残余水面でなく、処分場底部に漏出する危険性がある。

10. 国の個別評価でも、地盤高から津波被害を受ける可能性が指摘されており、処分場全体が水没する危険性があり、その場合に放射性セシウムが外洋に流出する。
11. セシウム 137 の半減期は約 30 年であり、数十年にわたってセシウムの管理をする必要があり、今後も継続してコストがかかる。
12. 希釈放流されたり、外洋に漏出した放射性セシウムは、海底の泥、水生生物、魚類などに蓄積し、福島沖の太平洋や東京湾のように底泥のホットスポットや汚染魚が、将来、大阪湾に発生する可能性があるため、がれきの受け入れは中止すべきである。

以 上

【市民からの質問に対する回答書】

2012年7月10日

熊本一規

1949年生まれ。東京大学工学部都市工学科、同大学院卒。

明治学院大学国際学部教授。

環境問題、ごみ問題、共同体（漁業権、水利権等）、埋め立て問題等を長年にわたって研究。

同時に志布志湾、沖縄県石垣島白保、佐賀県唐津、高知県夜須町等の埋立計画に対し住民とともに行動し続けてきた。

近著（共著）「がれき処理・除染はこれでいいのか」

Q1.（環境・土壌・海洋・生物・医学）

大阪市は 2000Bq/kgの灰を海の中の埋め立て地である北港処分場に投棄して、100年以上管理するというのですが、これは人間や魚や海藻にとって安全な処置ですか？その影響は気にする必要のないほど微々たるものですか？遺伝子が傷つく心配はありませんか？生物濃縮のことは全く考えなくていいですか？

熊本：拙著『がれき処理・除染はこれでいいのか』74頁に書いていますように、海面埋立処分場の護岸は海水を通します。したがって、埋立処分場に埋められた 2000Bq/kgの灰は、海を汚染します。

海水の中に含まれた放射性物質は、当然、生物濃縮をつうじて魚介類に濃縮されていきます。ですから海水中の濃度は低くとも、食物連鎖をつうじて魚介類が高濃度に汚染される可能性は否定できません。

Q2.（法律・政策・経済・原子力・医学）

大阪市は 2000Bq/kgの灰を海の中にある北港処分場というところに捨てても大丈夫だといっています。一方、新潟の柏崎刈羽原発では今でも放射性物質はたとえ 100Bq/kg以下でも黄色いドラム缶に入れて管理しているということが新聞に報道されていました。また、100Bq/kg以下の廃棄物の取り扱いについて電力会社各社にメールで問い合わせたところ、やはりドラム缶に入れて管理しているということです。今問題になっている、災害廃棄物に付着した放射性物質は、原子炉が爆発した結果、その中身が飛び出したものなので、結局は原子炉の中身と同じだと思うのですが、そういう理解でいいですか？もし、中身が同じなら、かたや 2000Bq/kgで海に埋め立て、かたや 100Bq以下でもドラム缶で厳重保管、というのは不思議な気がします。実態は同じ物質を、名前を変えることによって処理方法を変えることは、法律面から問題はないですか？これほど異なるやり方で保管したり処分したりして、本当に私たちの健康にとって大丈夫なのでしょう？六カ所村や柏崎の処理方法は過剰な処分方法で、今まで税金や費用の無駄遣いをしていたということなのでしょう？

熊本：この矛盾を合理的に説明できる人はいません。それだけ不合理なことを行なっているということです。

Q3.（原子力・政策・医学）

橋下市長は、此花区の住民説明会で「100Bq/kgというのは現在の食品の基準と同じだから、

燃やしても安心なんですよ」と説明されました。でも、震災前には 100Bq/kg の食品なんて、聞いたことありませんでした。少なくとも私たちが調べたデータを見る限り、国産でそういうものはあまりなかったと思います。高くても数ベクレル程度だったと思います。通常はゼロか小数点以下だったと思います。100Bq/kg は震災後、にわかに決められた基準で、少なくとも震災前に私たちが食べていた水準からはかけ離れているように思います。だから今の食品の基準と比べられても、ちっとも安全だとは思えないのですが、どうでしょうか？

熊本：おっしゃる通りです。行政は、「内部被曝をしても大丈夫だ」と答えるしかありませんが、それは嘘、あるいは少なくともよくわかっていないことだと思います。

Q4. (政策・医学・法律)

仮に此花区で災害廃棄物を焼却して「子どもに健康被害が出た場合、どこに言っていけば賠償してくれますか？どんな手続きが必要ですか？」と、あちらこちらに問い合わせました。しかし、国に聞いても、県や府に聞いても、市や町に聞いても、クリーンセンターに聞いても、みんなはっきりとは答えてくれません。どこか私たちの知らない法律などで、賠償に関する取り決めがちゃんとなされているのでしょうか？それとも誰も責任を取らないということなのでしょうか？このような事態をどう理解すればいいのでしょうか？

熊本：賠償に関する取り決めなどなされていません。また、するはずがありません。子供に健康被害が出て、行政は、因果関係を否定して逃れるつもりです。日本の行政はそんなところです。

Q5. (政策・法律・経済)

一方、此花区の住民説明会で、橋下市長は「風評被害については、役所などに言ってきてください。ちゃんと対処しますから」と言いました。実害についてははっきりした答えが返ってこないのに、風評被害についてはちゃんと対処するという答えが返ってくるというのはどういうことなのでしょうか？このような対応をどう理解すればいいのでしょうか？これまでの公害裁判などから、私たち母親が想定しておいた方がよいと思われる背景などがあれば教えてください。

熊本：橋下氏は「実害はない。したがって、あるのは風評被害でしかない」という前提に立っているということだと思います。その前提自体がおかしなことです。

Q6. (政策・原子力・医学)

政府は、放射性物質に関して、震災後、突然基準を引き上げました。たとえば、震災前は 100Bq/kg 以下でも厳重に管理していたのに、震災後は 8000Bq/kg まで埋め立ててもいいということになりました。震災後、放射性物質に関わる何か画期的な発見があったということなのでしょうか？何か新たな知見が確立されたということなのでしょうか？震災後、人間が放射能に強くなったというような論文が、私たち母親の知らないところで発表されたのでしょうか？もし、ご存じならお教えてください。そして、震災後にそのような新たな知見が確立されたわけではないのに、突然基準を緩めたのだとすれば、母親としてとても心配です。本当にこの基準は、子どもたちあるいはその子どもたちや何世代も先の子どもたちにとって、安全を担保できる基準なのでしょうか？

熊本：画期的な発見などありません。ただ、処理費を節減するために、また東電救済のために基準を緩めたということです。

Q7. (法律)

原子炉等規制法では、可燃物が対象とはなっていませんでした。今回みんなが心配している放射性物質は、まさに原子炉から飛び出してきたものなので、原子炉等規制法と同じ基準で安全管理すべきだと思うのですが、どうでしょうか？実際には、政府は別の法律をにわかで作って、原子炉等規制法とは全く違う扱いをすることにしました。たとえば、従来は原子炉等規制法で「可燃物は除く」としていたのに、今回は大量に燃やすことにしてしまいました。そういうことは、許されることなのですか？政府はひどい事故を起こしてしまったら、今までの安全議論を無視して、別の法律を作って今まで危険と言っていたものをある日突然「安全です」ということにしてもいいのでしょうか？そんなことができるということになれば、なんだか法治国家とは程遠いような気がするのですが、どうでしょうか？

熊本：Q6の回答と同じです。安全より処理費節減、東電救済が優先するという事です。

Q8. (法律・政策・原子力)

日本では、放射性物質の貯蔵について、その量を国に許可・届出することが決められていると聞きました。一方、災害廃棄物特措法では、放射性物質の濃度だけ規制されていて、総量は規制されていないと聞きました。実質、同じものについて、一方では総量を規制し、もう一方は濃度だけしか規制しないというのであれば、安全面においても、法規制面においてもあまり意味がないように思いますが、どうでしょうか？

熊本：おっしゃる通りです。合理的な回答は不可能だと思います。

Q9. (環境・工学・化学)

環境省は、バグフィルターで99.9%とれると言っています。そして、その前提には、セシウムは焼却炉の中ではほぼ100%塩化セシウムなどの固体になるから、粒が大きくなって、バグフィルターでとれるというのです。本当に、セシウムは全部塩化セシウムなどの固体になるのでしょうか？気体のまま煙突から出て行くことは一切ないのでしょうか？そのようなことを測定方法のごまかしなしに示す信頼できる実証実験はあるのでしょうか？

熊本：金属セシウムは、融点も沸点も低いために気体状・液体状でバグフィルターを素通りしますが、塩化セシウムは、固体状でバグフィルターに捕捉される割合が高くなることは確かです。

しかし、気体状・液体状の塩化セシウムが存在しないか、また、金属セシウムが存在しないかは、まだ十分わかっていないことだと思います。

Q10. (環境・工学・放射線測定・原子力)

環境省は、焼却炉でセシウムがすべて固体になっていると仮定して、煙突の出口から出てくる排ガスの中に含まれる固体(ばいじん)をカスケードインパクトという機械で測定した結果、煙突の出口から気体も固体も検出されませんでした、としています。このような論法は、実証的、論理的に正しい証明方法なのでしょうか？

熊本：インパクトとは、特定の大きさの微粒子を捕捉する装置、カスケードとは連続する滝、カスケードインパクトとは捕捉する微粒子の大きさが次第に小さくなるようにインパクトを連続的に並べた装置です。捕捉できるのは微粒子(固体)であり、

したがって、気体状のものを測定することはできません。

Q11. (環境・工学・放射線測定・原子力)

環境省はカスケードインパクトという機械で排ガスを測定すると言っています。これは、気体を測定する機械なのですか？それとも固体を測定する機械なのですか？もし固体を測定する機械だとすれば、そのようなもので気体を測定することは可能ですか？固体を測定する機械で測定して不検出である場合、気体も不検出だと考えていいのでしょうか？

熊本：Q10の回答に書いたように、固体を測定する装置ですから、気体は測定できません。

Q12. (政策・原子力・医学)

震災前のクリアランスレベルの議論では、攪拌禁止、希釈禁止となっていました。これはどういう理由からですか？

熊本：処理の大原則は、集中・濃縮だからです。

Q13. (政策・原子力・医学)

一方、震災後、発表した環境省のガイドラインでは、攪拌推奨、希釈推奨となっています。このように180度放射性物質の処理の仕方が変わったのは、震災後に新たな知見が見つかったということなのでしょう。震災後、人間が放射性物質に強くなったという新たな知見が確立されたのでしょうか？そのような論文などが発表されているのなら、教えてください。

熊本：180度放射性物質の処理の仕方が変わったのは、利権のためであり、合理的な説明などできるはずがありません。

Q14. (法律・政策)

年月を経て、災害廃棄物の焼却や埋め立てによって生じた健康被害を裁判で争う場合、どのようなことを証明すれば、その被害は賠償されるのでしょうか？今、そのようなことを定めた法律などはありますか？

熊本：日本の司法は権力そのものですから、賠償がなされるはずがありません。因果関係で否定されます。

Q15. (政策・法律)

焼却場周辺や埋め立て地周辺で、農産物や水産物が他国から輸入禁止あるいは証明書を要求され、結果的に売上が下落した場合、どのような救済措置がありますか？そのようなことを定めた法律などはありますか？

熊本：法律を作って救済措置を講じるべきだと思いますが、国会も政府も取り組むとは思えません。

Q16. (法律・医学・政策)

放射性物質による健康被害について、閾値のあるなしなど、世界的にも未だ進行中の議論があるなかで焼却や埋め立てを地方自治体が受け入れた場合についてお尋ねします。一定の年月が経過したのち、やはり危険な行為だったということが判明した場合、その地方自治体は責任を免れるのでしょうか？もし地方自治体が責任を免れるのなら、被害を受けた住民はどこに賠償を求めればよいのでしょうか？誰も賠償してくれないということなので

しょうか？

熊本：予測不能だったということで逃げられると思います。

Q17. (法律)

地方自治体や環境省が、現時点での知見に基づいて焼却や埋め立てを安全とする決定を下した場合についてお尋ねします。のちに被害が明らかとなった場合、「当時は想定外でした」ということで責任を免れるのでしょうか？その場合、被害者は泣き寝入りということになるのでしょうか？

熊本：Q16回答と同じです。

Q18. (原子力・化学・医学・法律・政策)

放射性物質は壊変とって、どんどん姿を変えて最後に安定すると聞きました。今、セシウムばかりを測って安全性を評価していますが、たとえば関東圏にも降り注いだ放射性銀は数百日の半減期を経てイタイタイ病の元となるカドミウムに姿を変えると聞きました。現在の姿だけをとらえて安全評価をされていて本当に大丈夫なのでしょうか？放射性物質が姿を変えてたとえばカドミウムになった場合のことを、政府は安全評価の中に盛り込んでいるのでしょうか？実際、先日、中国で検査を行ったサンマからカドミウムが検出されています。中国側は放射性物質との関係で調査するよう要請しています。日本は、この件に関して放射性銀との関係を調べなくてもいいのでしょうか？また、北港への埋め立てに関して、このような放射性物質の壊変という観点を入れた安全評価を行わなくてもよいのでしょうか？

熊本：貴重なご指摘だと思います。おっしゃる通りだと思います。

Q19. (法律・原子力・医学)

たとえば、放射性銀が壊変してカドミウムになり、それによって健康被害が出た場合、大阪市は補償してくれるのでしょうか？現時点で、こうした補償を明確にした法律などは存在しますか？

熊本：法律は存在しないし、作ろうともしないと思います。したがって、補償もなされません。

Q20. (法律)

橋下市長は、此花区の住民説明会で、「風評被害が出たら市役所などに言ってきてください。ちゃんと対処します。」とおっしゃいました。この発言は法律的にはどういう意味があるのでしょうか？この言葉を信じて、災害廃棄物を受け入れて万が一被害が生じた場合、法律的に必ず賠償してくれると考えていいのでしょうか？

熊本：法律的には意味はありません。また、風評被害が出て市役所に言っても、風評被害か否かの判定で逃げられると思います。

Q21. (放射線測定)

災害廃棄物の受入側には、9つの検査項目が設定されていますが、その中に災害廃棄物自体の放射性物質濃度を測定する項目はありません。また、搬出側においては、一次仮置き場のサンプル調査において低濃度が確認されれば、二次仮置き場での空間線量の測定のみで搬出可能になることが、環境省のガイドラインで示されています。このような場合、想定外の汚染物質がまぎれ込む可能性は全くないと言い切れるのでしょうか？

熊本：空間線量計ではベクレルは測れず、したがって、放射性物質をチェックできないことは、拙著 65 頁にも書いています。

Q22. (政策・法律・原子力・医学)

放射性物質を扱う専門組織や専門職員が存在しない市町村や廃棄物処分場で、放射性物質を管理させていいのでしょうか？それで本当に安全が保たれるのでしょうか？

熊本：従来は、放射性廃棄物は原発の運転にともなうのみ生じるという前提で法体系ができていますので、市町村が適正に管理できるはずがありません。

Q23. (法律)

その場合、法律的には問題ないのでしょうか？

熊本：震災がれきは「放射性廃棄物」ではなく「放射性物質により汚染されたもの」とされているため、「放射性廃棄物」についての法令は適用されません。したがって、違法にはなりません。

Q24. (土木・環境・医学)

群馬県伊勢崎市や千葉県市原市において、国の基準を満たした焼却灰を埋め立てたにも拘わらず、その排水から基準値を超える放射性セシウムが検出されていますが、北港は、このような事例よりもずっと安全に設計されているので大丈夫ということなのでしょうか？

熊本：北港は遮水シートの代わりに護岸が設置されているだけで、あとは内陸処分場と同じです。したがって、伊勢崎市や市原市で起こったことは北港でも起こり得ます。

Q25. (法律・政策)

震災前、少量の焼却を前提として行われていた放射線障害防止法の議論において用いられていた計算式やパラメーターが、今回、大量の焼却を前提とした災害廃棄物の安全性確認のために使用されていますが、このことに問題はないのでしょうか？今問題となっているのは、原子炉が爆発して外に飛散したものについてですから、原子炉等規制法のこれまでの議論を踏襲すべきだと思うのですが、どうでしょうか？原子炉等規制法においては、可燃物を対象としていなかったのに、いきなり燃やすことにしてしまっているのでしょうか？それとも、震災前に行われていた議論が間違っていたということなのでしょうか？

熊本：Q 2 3 回答で記したように、震災がれきについて、「放射性廃棄物」についての法令は適用されません。

Q26. (法律)

全国市議会議長会が発行している全国市議会旬報という議員向けのニュースの 6 月 5 日号に、環境省の広告が掲載されています。その広告は震災がれきの広域処理を求めるもので、岩手県南三陸町立戸倉小学校の校庭にうず高くがれきが積まれた写真が大きく掲載されています。写真の撮影日は今年の 5 月 5 日(こどもの日)。ある議員は津波発生から 1 年以上経過しているのに、なぜ今も小学校の校庭にがれきが積まれているのだろうと不思議に思い、南三陸町の役場で電話して訊いたところ、「小学校は廃校で子供はいません、運動場ががれきの仮置き場になっています。このがれきの山は 98 パーセント、リサイクルして地域内で有効活用します」。という答えが返ってきたそうです。なんら問題のない写真を掲載して、いかにも広域処理が必要であるかのような演出をすることは、道義的、法律的に問題ないのでしょうか？

熊本：違法とは言えませんが、アンフェアであり、道義的には問題があります。がれき利権のために行なわれるアンフェアな事例は、枚挙に暇がないほどあります。

Q27. (法律・政策・社会)

此花区住民に限定した説明会を開催しただけで、市議会で予算が議決されることは妥当でしょうか？空も空気も海もつながっていると思うのですが、他地域の住民を一切中に入れないで行われる説明会というのは、道義的、社会的、法律的に問題ないのでしょうか？

熊本：他地域の市民も市に税金を納めているのですから、排除は不当であり、道義的に問題があります。

Q28. (政策・原子力・政治)

放射性廃棄物を処分するために整備された青森県六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センターでは、放射性物質をセメント、アスファルトなどで固化することなどを想定して、埋立総量も上限を定め、管理期間を約300年と見込んだうえで、徹底した安全確認の下に国から事業許可を受けて事業を行っているということです。北港処分場はこのような管理を行っていると考えていいのでしょうか？北港処分場は、放射性廃棄物の処分を想定していない廃棄物処理施設ではないのでしょうか？もしそうなら、放射性物質の漏えい、拡散のリスクを高めることを許すことにしたと考えられますが、その理由やそう決めることになったプロセスなどが議事録などで公開されるべきだと思います。そのような議事録は見当たりません。どこにあるのでしょうか？

熊本：震災がれきは「放射性廃棄物」ではなく「放射性物質により汚染されたもの」で「通常の廃棄物」として扱ってよいという国の方針に根本原因があります。拙著に記しているように、「通常の廃棄物」の処理は、汚染循環あるいは移染しているに過ぎませんから、放射能汚染社会がもたらされることは必至です。

Q29. (放射線測定)

橋下市長は、此花区住民説明会で「100Bq/kgを超えるものは絶対に持ち込みません！」と宣言しました。一方、環境省の発表するガイドラインを見る限り、受入側である大阪市に、廃棄物自体の放射性物質濃度を測定する義務はありません。その代わり、焼却場の敷地境界で、放射線量を測定するとしています。では、200Bq/kgの物質が仮に少しでも焼却場内に持ち込まれた場合、敷地境界の放射線量はどれほど上昇するのでしょうか？国立環境研究所の出している下記表を見る限り、全く上昇しないと考えられますが、いかがでしょうか？上昇しないのなら、一切持ち込んでいないとどうやって証明するのでしょうか？搬出側の県でも空間線量の測定だけで搬出する抜け道が用意されています。現在定められている測定方法で、100Bq/kg以上のものが持ち込まれていないということをどうやって証明するのでしょうか？

試料の放射能	100,000(Bq/kg)			5,000(Bq/kg)		
	6(cm)	50(cm)	100(cm)	6(cm)	50(cm)	100(cm)
セシウム 134	5.82	0.08	0.02	0.29	0.004	0.0010
セシウム 137	2.16	0.03	0.01	0.11	0.002	0.0004
ヨウ素	1.52	0.02	0.01	0.08	0.001	0.0003

(μSv/h)

(独) 国立環境研究所などが作成した「廃棄物等の放射能調査・測定法暫定マニュアル」(前掲) の4ページ

熊本：空間線量計ではベクレルは測れません。

Q30. (放射線測定)

環境省の定めた排ガスの測定方法について伺います。「この測定方法ならどこで測っても不検出ですよ」おっしゃる先生もいらっしゃいます。どこで測っても不検出となるような測定方法で、安全だと住民に告げることは、法律的に許される行為なのでしょうか？

たとえば、京大助教授小出裕章氏や名古屋大名誉教授古川路明氏が適切でないと言っています。

(日経 BP ECO JAPAN 2011 年 8 月 2 日より)

<http://eco.nikkeibp.co.jp/article/report/20110729/107086/?P=1>

- ◆ 「桁が違う」(古川名誉教授)
- ◆ 「少なくとも100 m³、できれば1000 m³ほしい」(古川名誉教授)
- ◆ 「私なんかは3万リットルの空気を吸引して調べる。3月15日に東京の空気を測定しました。(中略)ヨウ素やセシウムがびっくりするほど含まれていた」(小出助教)
- ◆ 「1000秒(注2)の測定というのは(中略)私なんか(中略)60万秒くらい(中略)圧倒的に少なすぎる。」(小出助教)
- ◆ 「この測り方ならどこでも検出限界以下ですよ」(古川名誉教授)
(注2)1000秒というのは、この記事が東京都の東部スラッジプラントの報告書を元に書かれた記事であるため、2000秒ではなく、1000秒となっています。しかしいずれにしても、桁が違うことに変わりはありません。

熊本：拙著に書いていますように、気体状・液体状のセシウム及びセシウム化合物については、全く測定されていません。

以 上

【島菌進（東京大学教授・日本学術会議会員）による大阪市長への要望】

低線量放射線の健康影響について、またその対策について、ぜひ住民の声によく耳を傾けて誠実に応答して下さい。
放射線汚染物質の処理については公明にその理由と展望が示され、多様な科学的知見が適切に反映されることを願っています。

【福島県の方々から今回の要望書提出に際して頂いた意見】

(福島県 大山香)

「私は福島原発事故の警戒区域に実家があり、故郷を奪われた人間として、何故、このような悲惨な事故が起きたのか、自分なりに納得できるまで色々な本を読みました。

その中で、判明してきたのは、紛れもないこの国の嘘です。

あらゆる原子力政策は、必ず国民を裏切ります。

ガレキ受け入れも綺麗事ではすまされないのです。実態は住民のためにあるのではなく、利権・権力側にのみ存在します。

住民の生命と安全のために断固拒否すべきです。

国に騙され故郷を失った福島県民の責任として、大阪の方へ、受入れ阻止すること、この嘘の構図に騙されないことを強く求めます。」

(福島県 高天典一)

「素晴らしい内容です。震災がれきの焼却、海洋投棄に絶対反対です。もちろん賛同します。」

以 上

【賛同団体一覧】

子供たちの未来と環境を考える会ひょうご川西支部
ストップ・放射能汚染ガレキ関西ネットワーク
放射能から豊中の市民・子供を守る会
放射能から子どもを守る会・高槻
福井母乳育児相談室
川西子どもの食と未来を守る会
子どもたちを放射能から守ろう～未来の会・吹田
関西 future コミュニティー
放射能防御プロジェクト近畿
放射能から子どもを守る会みのお
放射能おことわり枚方の会
放射能を測り、市民の安全を求める北摂の会
おかんとおとんの原発いらん宣言 2011
原発やめよう!つながろう関西/マダム会議
被災者支援・放射線被ばくを許さない会
第4女子会
子どもたちを放射能から守る・八尾の会
610 放射能から未来を守る市民の会
みんな友達 in 関西
子どもを守るババママネットワーク豊中
STOP 原子力☆関電包囲行動
三木こども未来
東北の復興を考える会
復興ミーティング
ままコモ会（2つの会）
NPO 法人 ベジタリアンフェスティバル実行委員会
未来をつむぐ母の会
放射能からいのちを守る東大阪の会
放射能から子どもを守るママの会・大阪市
kippy-kids 三田の子供の未来を考えよう
地域に生きる川西市民の会
ストップ・ザ・もんじゅ
平和と生活をむすぶ会
東京一般労働組合東京音楽大学分会
加古川子どもアイのワ

以 上